

スマート農業機器の導入経費を補助します

神奈川県スマート農業推進事業のお知らせ

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体
先進的産地育成事業費補助	自らの栽培管理や集出荷、調整作業に用いるスマート機器※の導入及び設置、データ分析等に要する経費	1 / 3 以内 〈補助限度額〉 500万円	農業者団体 (農業者等が組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるもの)
	農業者への貸し出し事業のために用いるスマート機器※の導入及び設置に要する経費		
小型農業機械電動化・自動化支援事業費補助	農業経営体が行うスマート機器※の導入及び設置に要する経費	1 / 3 以内 〈補助限度額〉 100万円	農業経営体 (経営耕地面積が30a以上か農産物販売金額が年間50万円以上の農業経営体)

※補助対象となるスマート機器：「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」の6（1）のロードマップに記載されている機器または、その他栽培や集出荷、調整作業のスマート化に資する機器



【対象機器の例】

複合環境制御盤と一体となって導入する環境モニタリング装置や環境制御装置（ヒートポンプ等も対象。ただし、燃油暖房機は対象外。）

水田水管理システム、アシストスーツ、草刈りロボット、汎用自走ロボット、ドローン等

【その他の補助要件】

- 裏面の表に示す、成果目標を設定すること。
- 取得機器を用いた、県による研究データの取得や、実証ほの設置依頼があった場合、それに協力すること。
- **令和8年3月27日（金）までに**機器等の導入設置及び支払いを完了し、実績報告書を提出すること

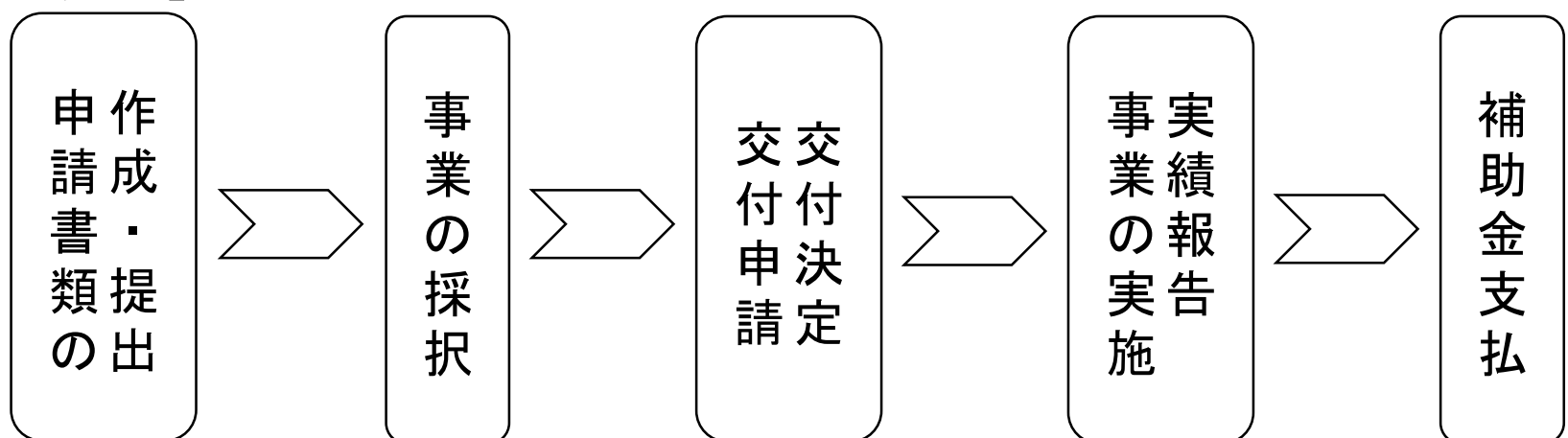
【成果目標】

- 次の成果目標から一つ設定する。
 - ア 10 a あたり収量の10%以上の増加
 - イ 10 a あたりの作業時間の10%以上削減
 - ウ 経営面積の10%以上増加
 - エ 生産量の10%以上増加
 - オ 年間販売額の10%以上増加
- 目標年度は事業実施年度の翌々年度

【選考方法】

- 燃油を使用しない機器の導入を優先とし、実施要領別表のポイントの合計が上位の順に補助する。
- ポイントの合計が同じ場合は、経費当たりの対象面積が大きいものから補助する。

【事業の流れ】



【申込期間】

令和7年6月2日（月）から令和7年7月25日（金）まで

※市町村が取りまとめする場合は、期限が早まることがあります。

【申込先】 お住いの地域の地域農政推進課

※申込希望がある場合は、**締切にかかわらず早めに申込先にご連絡ください。**

【県HP】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f470020/2023smart_suisinzigyou.html

お問い合わせ先

- 横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課 TEL：045-934-2372
- 横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課 TEL:046-823-0210(代表)
- 湘南地域県政総合センター 農政部地域農政推進課 TEL：0463-22-2711(代表)
- 県央地域県政総合センター 農政部地域農政推進課 TEL：046-224-1111(代表)
- 県西地域県政総合センター 農政部地域農政推進課 TEL：0465-32-8000(代表)